

持続可能な建設産業の構築に向けた取組の加速について (入札・契約制度の一部改正)

持続可能な建設産業を構築し、担い手確保に向けた取組を加速するため、地域の実情に応じた入札方式を適用するとともに、建設企業の適正な評価を行う。

1 地域の実情に応じた入札方式の適用

(1) 建設企業の育成

企業の育成や入札参加意欲の向上を図るため、土木一式工事の一部で試行している企業や配置技術者の施工能力の評価基準を緩和した「総合評価落札方式（企業育成型）」について、対象を全ての業種に拡大する。

(※令和7年10月1日以降に入札公告を行う案件から適用)

(2) ダンピング対策の強化

建設業の健全な発展や公共工事の品質確保に必要となる企業の適正な利潤を確保するため、総合評価落札方式の低価格入札の減点措置を見直す。

(※令和7年10月1日以降に入札公告を行う案件から適用)

項目	設計金額	現行	改正
低入札価格調査基準価格を下回った価格での落札（低入札価格調査基準価格を下回った額で落札した場合に適用。開札日において減点措置の対象となる者の加算点を算出する際に減点する。）	7千万円未満	-10点	-20点
	7千万円以上	-20点	
低入札価格調査基準価格を下回った価格での応札（低入札価格調査基準価格を下回った額で入札した場合に適用。当該入札に限る。）	—	—	-20点

2 建設企業の適正な評価

就労環境の改善による建設産業の担い手確保を促進するため、格付けにおいて、「がん検診」受診促進に取り組む企業を新たに評価する。（5点）

(※令和8年度の格付けから適用)